

肉用牛肥育経営安定特別対策事業（新マルキン事業）に係る
生産者積立金の単価

公益社団法人 京都府畜産振興協会

平成26年度より、肉用牛肥育経営安定特別対策事業の肥育牛1頭当たりの生産者積立金の額は、下記の通りとなりました。

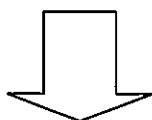
なお、平成26年4月以降積立金請求到来牛からの積立金単価です。

記

○平成25度の生産者積立金単価と負担割合

(単位：円/頭)

区 分		肉専用種	交雑種	乳用種
生産者積立金		72,000	120,000	100,000
負 担	機構 (3/4)	54,000	90,000	75,000
	生産者(1/4)	18,000	30,000	25,000



○平成26年度 of 生産者積立金単価と負担割合

(単位：円/頭)

区 分		肉専用種	交雑種	乳用種
生産者積立金		72,000	120,000	80,000
負 担	機構 (3/4)	54,000	90,000	60,000
	生産者(1/4)	18,000	30,000	20,000

※1. 肉専用種、交雑種については、前年度同様の積立単価

2. 乳用種は、前年度から5,000円減額の積立単価

以上